

五島市監査委員公表第24号

平成30年度定期監査（前期）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和4年9月30日

五島市監査委員 橋 本 平 馬

五島市監査委員 荒 尾 正 登

4五総第1856号
令和4年9月27日

五島市監査委員 橋 本 平 馬 様
五島市監査委員 荒 尾 正 登 様

五島市長 野 口 市太郎

平成30年度定期監査（前期）の結果に基づく措置について

平成30年11月1日付け30五監第367号による平成30年度定期監査（前期）における指摘事項等のうち、措置が完了していない事項について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

1 監査の対象

議会事務局

地域振興部（商工雇用政策課 地域協働課 再生可能エネルギー推進室
観光物産課 スポーツ振興課）

建設水道部（建設課 管理課 水道課）

水道局

2 指摘事項等及び措置 ※措置が完了していない事項

（1）収入に関する事務について

＜意 見＞

市営住宅使用料及び水道使用料については、依然として過年度分に多額の未収金があるので、収入の確保と負担の公平性の観点から縮減に努められたい。

なお、これらの使用料については、債務者の死亡、破産等により回収不能が明らかな未収金を長期間にわたり管理している。また、債権の管理について、事務処理の基準等が定められておらず、職員の認識や取扱いに相違が生じている。債権の管理については、平成28年度決算及び平成29年度決算の審査において意見を付したところである

が、市として不納欠損処理等の統一的な基準を定めるなど、公平かつ公正な市民負担の確保と債権管理の適正化を図られたい。

【講じた措置】

〔財政課〕

市が有する滞納金などの債権管理については、これまで事務処理の基準等が定められていなかったことから、債権管理の事務処理方法について統一的な処理基準を定めるため、令和３年３月３１日に「五島市債権管理事務取扱規程」を制定しております（令和３年４月１日施行）。

また、この規程の目的である債権管理の適正化を図り、法令に基づく統一的な事務手続根拠を明確化するために「五島市債権管理事務取扱マニュアル」を作成しました。今後は、本マニュアルに基づき、各債権所管課が管理する債権について、債権の適正管理及び回収を強化してまいります。

～参考～

＜令和元年１２月１７日付け１五総第２３６０号による講じた措置＞

〔建設課〕

住宅使用料の未収金については、所在を把握している債務者には規定に基づき督促手続きを行い未収金額の縮減に努めております。

なお、回収不能債権の保証人の確認等、調査・整理を行っております。

また、市として不能欠損処理等の統一的な基準づくりのため、財政課と協議を進めていきます。

〔水道課・水道局〕

水道使用料の過年度分未収金については、市外転出者等の住所把握に努め、納付の督促を行うための台帳整備を行っております。

また、市として不納欠損処理等の統一的な基準づくりのため、財政課と協議を進めていきます。

《措置が完了していない事項》

〔財政課〕

不納欠損処理等の統一的な基準を定めるため、各課の債権の種類及び管理状況把握を目的として、平成３０年１１月に各課アンケート調査を実施し、この調査結果を基に、債権管理事務取扱規程（仮称）の素案を作成している状況です。

今後は、関係課との調整を行い、本年度中の例規の制定を目指して作業を進めます。